

ZUU online

確定拠出年金、「個人型」と「企業型」の違いとは？

今話題の「確定拠出年金」。確定拠出年金は「DC (Defined Contribution Plan)」、または「日本版 401K」とも言われる。支払った掛金も、運用の利益も、将来受け取る一時金や年金も、税制上の優遇があるというトリプルメリットが享受できる制度だ。国はメリット満載のこの制度を推進したいと考えているようだ。

とはいえ、まだまだ内容について詳細を知っている人は少ない。今回は確定拠出年金制度の中でも「個人型」と「企業型」の違いと注意点にスポットを当てて説明する。

「個人型」か「企業型」か？

確定拠出年金には、「個人型」と「企業型」がある。「個人型」と「企業型」、どちらに加入しようか悩んでいる人もいるかもしれない。しかし、そもそも、どちらに加入するかを選択できるわけではない。

ざっくりいうと、いわゆる自営業やフリーランスといった国民年金第 1 号被保険者、会社員でも勤務先に企業型確定拠出年金制度がない会社員は、「個人型」だ。

一方、会社員で企業が確定拠出年金制度を実施している場合は「企業型」になる。

企業型は、原則として掛け金全額を会社が拠出してくれるが、勤務先に企業年金 (DC・厚生年金基金・確定給付企業年金・中小企業退職金共済制度など) の制度がある場合とない場合で掛け金の上限は異なる。

型によって、毎月の掛金の上限も違い、細かい制度内容も違うので注意が必要だ。

「個人型 DC」の特徴と注意点は

個人型 DC では、国民年金第 1 号被保険者を 1 号加入者といい、勤務先に企業型確定拠出年金がない国民年金第 2 号被保険者を 2 号加入者という。2 号加入者になるには企業型確定拠出年金がないことについて、勤務先の証明が必要になる。

掛金の上限は、1 号加入者は 6 万 8000 円/月、2 号加入者は 2 万 3000 円/月となる。下限はどちらも 5000 円/月である。

第 1 号被保険者で付加保険料を払っている、または国民年金基金に加入している場合は、両方合わせて 6 万 8000 円／月となる。だが、自営業の人が事業廃止後や引退後の生活費のために加入している「小規模企業共済」の月額上限 7 万円は、DC とは別枠となる。そのため、両方加入すれば合わせた額が「小規模企業共済等掛金控除」となり、節税効果をより高めることができる。

また、国民年金保険料の免除を受けている人（障害基礎年金受給者は除く）、および農業年金の被保険者は DC には加入できない。

企業が拠出が原則、「企業型 DC」の魅力は

一方、企業型 DC はどうだろうか。

掛金について、個人型では加入者本人が拠出するのだが、企業型は全額企業が拠出するのが原則だ。ただし、2012 年 1 月からは一定の範囲内であれば、従業員が拠出すること（マッチング拠出）が認められるようになった。

掛金の上限は、企業と従業員の拠出額を合わせて、企業年金を実施している企業の第 2 号被保険者は 2 万 7500 円／月、実施していない場合は 5 万 5000 円／月である。下限は規約によって異なる。

マッチング拠出をした場合の個人の掛金についても、全額「小規模企業共済等掛金控除」の対象となり、年末調整で節税の恩恵を受けることができる。

現在、「選択制確定拠出年金企業型」を導入する企業も増えてきている。就業規則など規約の整備が必要になるとはいえ、企業としても「退職金の運用リスクを避けることができる」「優遇税制措置により給与と扱われない」「社会保険料負担の節約にもなる」などのメリットがあるからではないかと筆者は考える。

今回は、個人型と企業型の違いに焦点を当てて説明した。しかし、DC 制度はまだ奥が深い。現在、公務員と専業主婦は DC の加入対象となっていないが、2017 年 1 月からは個人型の対象となる予定である。この機会に今から制度や加入先、運用商品について勉強しておくことをぜひお勧めする。

2016 年は DC 元年？

確定拠出年金あるある「よくある質問 10 選」で簡単理解！

ZUU online 2016/03/06

2015 年 12 月末の確定拠出年金（DC）の施行事業者数は 2 万 1403 社、加入者数は企業型確定拠出年金で約 547 万人、個人型確定拠出年金で約 24 万人に達した。まだ日本での確定拠出型年金の資産残高は 10 兆円程度。先行している米国では 700 兆円を超えている。企業年金は、今後も確定給付年金から確定拠出年金への移行を進め拡大するだろう。

自分の老後資金は自分で決めなくてはならない時代がもう始まっている。今ならまだ聞ける「よくある質問 10 選」をわかりやすく解説しよう。

①そもそも確定拠出年金とは？

2001 年から認可された私的年金の形態の一つだ。自分の掛け金で積み立てる年金資産を、自分の責任において運用の指図を行い、その損益に応じて年金受給額が変動する。

それまでの年金の形態は確定給付年金しかなかった。定年退職後の受給額を確定しておき、将来の受給額から逆算した掛け金を支払う形態だ。管理コストが高いこと、個人の所有分を確定しづらいこと、若い世代の減少や運用難などで運用が想定通りに行かない場合企業が損失を補填する必要があることなどから懸念されていた。その問題点を解消するのが確定拠出年金だ。

②確定拠出年金のメリットは？

個人にとっては、絶大な節税メリットがある。所得税・住民税を大きく減税することが可能だ。まだ、年金資産が個人別に管理されるため残高の把握がいつでも簡単にでき、転職時の年金資産の移行も可能になった。

事業主側にとってもメリットは大きい。掛け金を確定させれば、給付額は加入者の運用次第なので、複雑な年金数理計算が不要になる。また掛け金拠出の時点で費用計算をすればいいので、後発債務が発生した場合に補填するような心配がない。

③税制優遇についてももう少し詳しく教えて

掛け金は、年末調整や確定申告で拠出額を所得から控除できるため減税効果が大きい。運用期間中には、キャピタルゲインや配当などに税金が掛からず、出口までは非課税だ。出

口の受け取り時には税金が掛かるが、各種控除があり所得税よりは課税がすくなくなっている。

④確定拠出年金に加入できる人は？

確定拠出年金には「企業型」と「個人型」がある。すでに勤務先会社に私的年金制度がある場合には加入の選択肢はない。勤務先会社が、確定給付年金制度を導入している場合は、確定拠出年金には加入できない。企業型の確定拠出年金制度を導入している場合は、既に会社の年金制度ですでに加入済だからだ。

個人型の場合は、勤務先会社に企業年金制度がない場合と、自営業・個人事業主の場合は加入できる。個人型の場合は、口座を開設する金融機関を自分で選ぶ必要がある。

⑤掛け金はいくらまで？

企業型の場合掛け金は会社が払うが、加入者自身がそれに上乘せ(マッチング)して積立金を払うことができる。企業の掛け金と個人の掛け金の合算が拠出限度額以内であり、個人のマッチング掛け金は企業の掛け金以下でなければならない。

個人型の場合、勤務先に企業年金がない場合での加入は月額2万3000円までだ。自営業・個人事業主の場合は月額6万8000円までが掛け金として認められている。

⑥確定拠出年金はどのように資産を運用

自分の年金資産の掛け金をどういう商品に積み立てる、積み立てた資産残高をどういう商品で運用するかを自分で決めなければならない。

運用商品としては、株や債券の投資信託が中心だ。国内のもの海外のものもある。そのほか、預貯金・保険などが運用商品として認められている。動産・不動産・金融先物・商品先物などは認められていない。運営管理している金融機関では、中立・公平な立場で一定基準を満たす商品をラインナップしているので、それ以外の運用商品以外は選べない。

⑦運用指図はどうするの？

運営管理している金融機関の、コールセンターかウェブサイトを利用して運用指図を行う。積立掛け金の配分指定やスイッチングといわれる運用資産の配分の変更はいつでも可能だ。

⑧運用利回りによる違いはどの程度？

金融知識がないからという理由だけで、元本確定の現預金に近い商品に入れっぱなしの確定拠出年金資産も多いという。たとえば25年間でどれくらいの差が付くのだろうか？月1万円、年間12万円の積立を25年間続けた場合の元利合計額で比較してみよう。

運用利回りが1%で25年毎月積み立てた場合、25年後の受取金は340万円程度になる。もしこれを運用利回り3%で積み立てた場合、444万円だ。25年後の受け取り年金資金には104万円の差がついてしまう。

金融リテラシーを身につけないと拠出年金だけでもこれだけの差がつくのだ。

⑨年金資産はいつでも引き出せるの？

退職後の年金資産が目的の制度であるので、60歳になるまで途中解約はできない。保険のように年金資産を担保にお金を借りることも出来ない。60歳になったときや死亡および高度障害になった時に、年金または一時金として受け取ることができるだけだ。もちろん、会社を辞めたときに、個人年金に加入せずに、拠出を停止することは可能だ。

⑩離職・転職時はどうしたらいい？

離職や転職した場合に、これまで積み立ててきた年金資産を持ち運ぶポータビリティ運用が可能だ。個人の年金資産が、個人ごとに記録され、各自の持分が明確化されているからだ。企業型の年金での移転も可能だし、企業型から個人型、個人型から企業型への移管も可能だ。

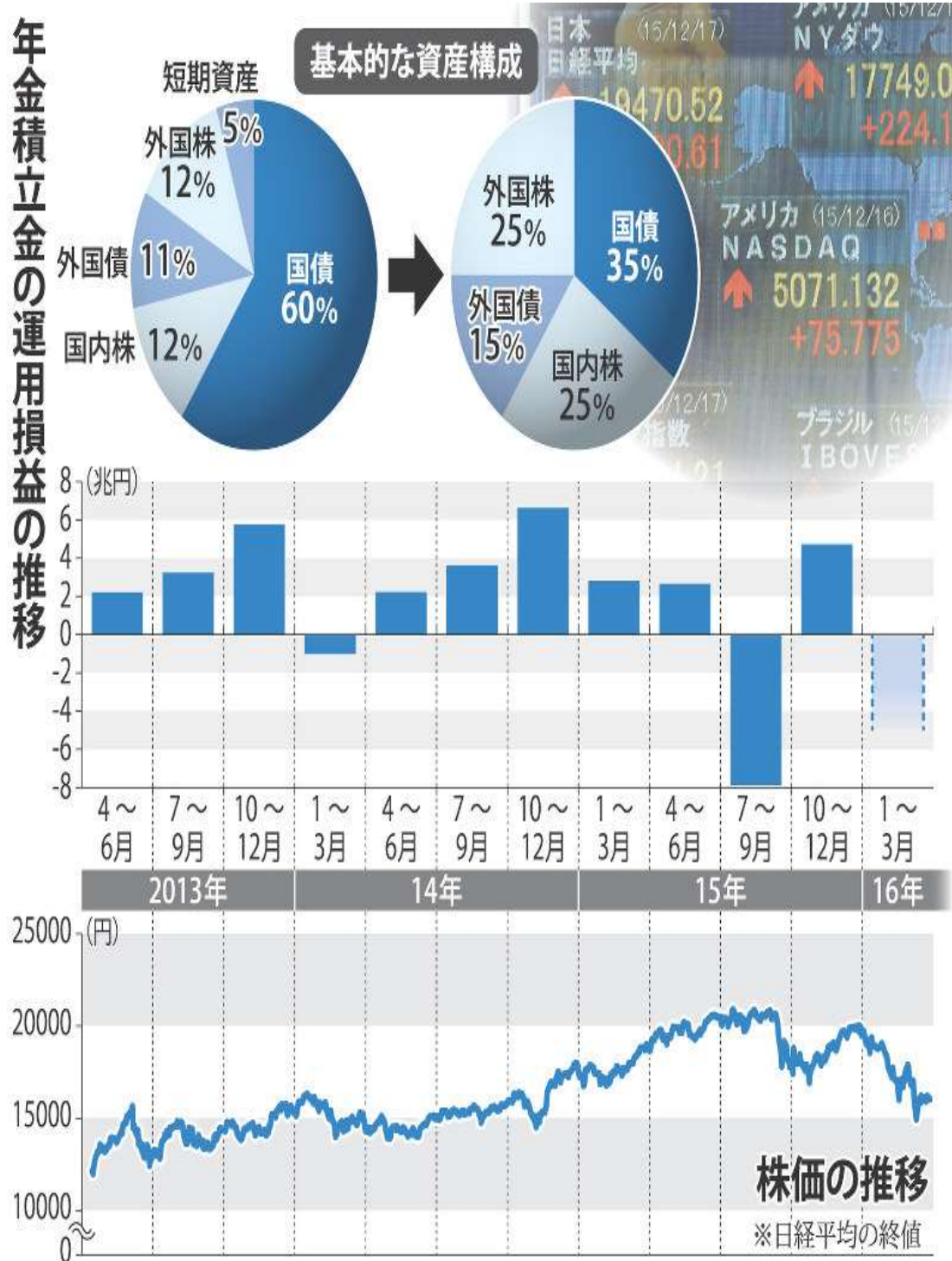
平田和生

慶応大学卒業後、証券会社の国際部で日本株の小型株アナリスト、デリバティブトレーダーとして活躍。ロンドン駐在後、外資系証券に転籍。日本株トップセールストレーダーとして、鋭い市場分析、銘柄推奨などの運用アドバイスで国内外機関投資家、ヘッジファンダから高評価を得た。現在は、主に個人向けに資産運用をアドバイスしている。

なるほドリ・ワイド

株価が下がると年金は減るの？ = 回答・細川貴代

毎日新聞 2016年3月6日



運用は長期、影響小さい

なるほど、年金積立金（ねんきんつみたてきん）の運用で5兆円近く利益を上げたそうだけど、その前には大損してたよね。ずいぶん大きく変動するね。

記者 年金積立金管理運用独立行政法人（かんりうんようどくりつぎょうせいほうじん）（GPIF）が公的年金積立金の140兆円程度を運用する際、何をどれだけ買うのか、その割合を変えたからです。従来は、収益は少なくともリスクの小さい国内債券（さいけん）が6割を占めていました。しかし、2014年10月に国内債券の比率を35%に下げ、より高い収益の見込める国内外の株式比率を倍増させて5割にしたのです。このため景気の影響を受け、収益も損失も幅が大きくなる傾向にあります。変更直後の14年10～12月期は四半期としては過去2番目となる6兆6233億円もの収益を上げました。一方、15年7～9月期は8兆円近い損失を出しています。リーマン・ショックのあった08年でも1四半期ではこれほどの損失を出していません。変えた理由について厚生労働省は「今後はデフレを脱却し、賃金が上がると見込まれるため、国内債券中心では将来の年金給付に必要な利回りに届かない」と説明しています。賃金が上がればもらえる年金が増えるからです。

Q なぜ年金の資金を運用しているの？

A 公的年金は現役世代が払う保険料を高齢者の給付に回す方式です。しかし、急速に少子高齢化が進む中、現役世代の保険料負担を抑えつつ一定の給付を確保するため、保険料の一部を運用した収益も給付に充てているのです。年金積立金は海外でも運用されていますが、GPIFの運用額は世界最大です。

Q 今回の発表は良かったけど、今は株価が下がっているし、年金が減るんじゃないか心配だよ。

A 株価が長期的に下がれば給付に影響が出る可能性はありますが、結果が発表される3カ月ごとに一喜一憂する必要はありません。自主運用が始まった01～14年度の実質運用利回りは3・67%で、目標の0・32%より高くなっています。また、国は5年ごとに100年程度先までの年金財政の収支見通しを立て、チェックしています。

Q でも、大切な保険料だから大事に扱ってほしいな。

A 専門家の間でも年金積立金で株式運用をすべきかどうか、運用するにしてもどの程度の損失を受け入れるべきなのか、さまざまな意見があります。今のリスクに見合う体制にするため、厚労省は今国会にGPIF改革案を盛り込んだ法案を提出し、決定権が理事長に集中しているのを改め、金融のプロや労使代表らによる合議制（ごうぎせい）にした考えです。短期の損益（そんえき）だけでなく運用のあり方や体制をしっかりとみていく必要があります。（政治部）＜グラフィック・立川善哉＞